



ネット通販 あらかじめ入っているチェックに注意

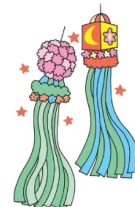
消費者へのアドバイス

- ・ ネット通販で、消費者が気付きにくいあたりで、追加料金がかかる選択肢に
あらかじめチェックが入っているなどの表示設定をしているサイトがあります。
このような手法があることを知り、必ず注文確定前に確認しましょう。
- ・ ネット通販を利用する際は最終確認画面などで、必ず商品・サービス内容、
支払総額、取引条件など自分が申し込む内容をよく確認しましょう。
- ・ 特定商取引法では、最終確認画面で販売価格や提供期間などの重要な事項
を簡単に確認できる表示を義務付けています。誤認させるような表示の場合、
申し込みを取り消せる可能性があります。契約画面はスクリーンショットなどで
保存しておきましょう。

困ったときは、函館市消費生活センターTEL: 83-7441へご相談ください。

◎ 家庭用灯油、プロパンガス、ガソリン等の価格調査結果(消費税込み価格)

函館市市民部 くらし安心課調べ (電話 21-3189)		家庭用灯油	プロパンガス	軽油	A重油	ガソリン
		1ℓ ホームタンク	5m ³	1ℓ	1ℓ	1ℓ レギュラー現金
R7.5.12	平均	135.95	6,865.53	163.05	132.91	181.60
(単位:円)	最高	153.00	9,240.00	173.70	152.00	193.60
	最低	123.20	4,540.00	152.00	120.00	172.00
R7.6.12	平均	131.03	6,854.60	152.73	129.21	170.45
(単位:円)	最高	149.00	9,218.00	167.29	148.00	188.10
	最低	115.50	4,540.00	138.00	117.70	158.00



函館市消費生活センターのご案内

消費生活センターでは、消費生活に関する相談を受けております。
お気軽にご利用ください。なお、相談料は無料です。

＜相談時間＞ 平日 午前9時～午後4時

【7月の休所日】 土曜日・日曜日・祝日

＜所在地＞ 〒041-0806 函館市美原1丁目26番8号 函館市亀田支所1階
相談専用電話 0138-83-7441 FAX 0138-84-5524



消費生活に関する情報を函館市のHPでもお知らせしています。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/kurashi/> をご覧ください。



発行 函館市消費生活センター

見守り 新鮮情報

事例1 ネット広告で見たサブリを注文した。**1回だけのお試し**のつもりだったのに、2回目が届いたので**送り返した**。すると、**請求書**だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら**法律事務所**から**通知**が来た。どうしたらよいか。

(70歳代)

事例2 SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。

その後同じ商品が届いたが、**注文した覚えがない**のでその旨と**解約希望**の書面を同封して**返品**した。その後も**請求書**などは届いていたが無視していたところ、先日、**法律事務所**からこの請求について**最終通告**のような封書が届いた。商品が手元がないのに請求されるとは納得がいかない。

(70歳代)



定期購入「返品」だけでは 解約になりません

ひとこと助言

返品や
受け取り拒否だけでは
解約にならないよ



- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。